

一関市駅東工場跡地管理運営法人設立準備会設置要綱の一部改正について

一関市告示第244号

一関市駅東工場跡地管理運営法人設立準備会設置要綱（令和4年一関市告示第128号）
の一部を次のように改正し、令和4年4月28日から施行する。

令和4年4月28日

一関市長 佐藤善仁

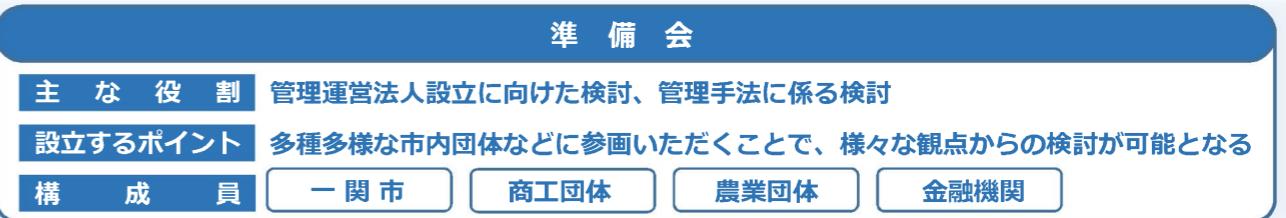
改正前	改正後
(所掌事項)	(所掌事項)
第3 準備会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 管理運営法人の設立に向けた検討に関すること。 (2) NEC跡地の管理手法の検討に関すること。 (3) <u>前2号に掲げるもののほか、準備会が必要と認める事項</u> に関するこ	第3 準備会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 管理運営法人の設立に向けた検討に関すること。 (2) NEC跡地の管理手法の検討に関すること。 <u>(3) NEC跡地の土地活用構想の検討に関するこ</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、準備会が必要と認める事項</u> に関するこ
備考 改正部分は、下線の部分である。	

【参考】「NECプラットフォームズ一関事業所跡地 取得及び利活用方針」資料より抜粋

管理運営法人の設立について

① 準備会

多種多様な市内団体などの参画を得て、NEC跡地の管理運営に係る検討などを進めます。

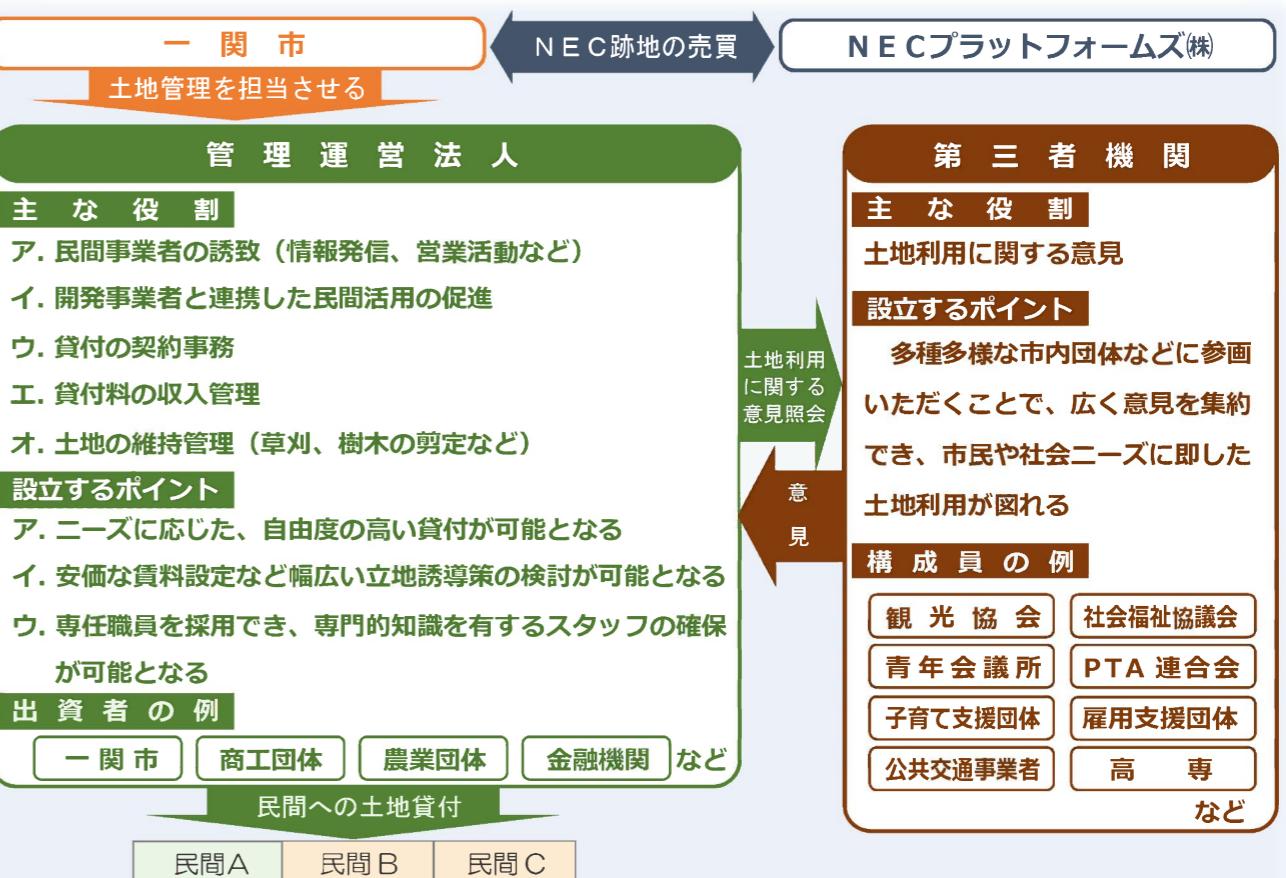


② 管理運営法人

準備会での検討をもとに、NEC跡地の管理運営を担う法人を設立し、NEC跡地全体の管理運営を行います。

③ 第三者機関

土地貸付の適否などについて意見する第三者機関を立ち上げ、市民や社会ニーズに即した、雇用の創出につながる土地利用を図ります。



一関市駅東工場跡地管理運営法人設立準備会設置要綱

令和4年3月31日
一関市告示第128号

(設置)

第1 N E C プラットフォームズ株式会社一関事業所跡地（以下「N E C 跡地」という。）を管理運営する法人（以下「管理運営法人」という。）の設立に向けた検討及びN E C 跡地の管理手法に関する検討を行うため、一関市駅東工場跡地管理運営法人設立準備会（以下「準備会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2 準備会の設置期間は、この告示の施行の日から管理運営法人が設立されるまでの期間とする。

(所掌事項)

第3 準備会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理運営法人の設立に向けた検討に関すること。
- (2) N E C 跡地の管理手法の検討に関すること。
- (3) N E C 跡地の土地活用構想の検討に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、準備会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4 準備会は、次に掲げる団体の代表者又は当該代表者から推薦を受けた当該団体の職員をもって構成する。

- (1) 一関市
- (2) 一関商工会議所
- (3) いわて平泉農業協同組合
- (4) 一関信用金庫
- (5) 株式会社岩手銀行
- (6) 株式会社北日本銀行
- (7) 株式会社東北銀行
- (8) 株式会社日本政策金融公庫

(会議)

第5 準備会の会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要に応じ、会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(座長及び副座長)

第6 会議に座長及び副座長1人を置き、座長は市長をもって充てる。

2 副座長は、あらかじめ座長が指名した者とし、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(幹事会)

第7 準備会の所掌事務の具体的な調査及び検討を行うため、準備会に幹事会を置く。

(庶務)

第8 準備会の庶務は、市長公室プロジェクト推進室において処理する。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか、準備会に関し必要な事項は、その都度準備会において協議して定める。

制定文 抄

令和4年4月1日から施行する。

改正文（令和4年告示第244号抄）

令和4年4月28日から施行する。